

一般的な指導及び監督指針 12 項目（国交省告示 1366 号）

「項目⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法」 理解度チェック

実施日	受講者名	管理者	指導者
令和 年 月 日 ()		印	印

問題①

過労運転を防ぐには、を避け、早めに休憩を取って体操などで気分をし、運転時には心にをもつこと。また、日常生活でも十分なを取って疲労をためないこと。が高いと感じたら点呼時に運行管理者へ必ず相談すること。

- ①長時間運転 ②疲労度 ③リフレッシュ ④報告 ⑤ゆとり ⑥睡眠

問題②

ビール中瓶 1 本飲むと、はアルコールが抜けない。アルコールは少量でもの機能を麻痺させる。眠気が生じる薬を服用し、正常な判断が出来ない状態で運転し人身事故を起こしたらの対象となる場合がある。また、服用している薬がある場合、点呼時に運行管理者へすること。

- ①危険運転致死傷罪 ②胃 ③約 4 時間 ④謝罪 ⑤脳 ⑥報告

問題③

「慣れ」による事故を防ぐには、焦らず心にをもち、常に危険をし、しっかりとを行い運転する。運転席周辺を整理整頓し、運転に出来る環境を作り、を忘れないこと。

- ①予測 ②集中 ③慢心 ④初心 ⑤ゆとり ⑥安全確認 ⑦疑念

項目⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 まとめ

- ・過労状態で運転はしない
- ・飲酒運転は絶対に行わない
- ・管理者とのコミュニケーションを密にとり、常に初心を忘れず運転を行う

結果	受講者が気づいたこと
/ 14	
指導者からのコメント	